

Ⅲ. 事業計画

1. 法人運営事業

(1) 法人運営

各種会議を開催し、適正な業務運営に努めます。

- ア) 理事会・評議員会の開催
- イ) 監事による業務監督及び会計監査の実施
- ウ) 評議員選任・解任委員会の開催
- エ) 第三者委員の設置及び相談、苦情解決対応の整備

(2) 財源の確保と適正な管理運営

財政基盤の強化を図るため、運営資金の増収と適正な管理に努めます。

- ア) 第1種・第2種会員の加入促進と共同募金運動への協力強化
- イ) 有料広告による財源の確保（広報紙及びホームページ）
- ウ) インターネットバンキング利用による経理業務の効率化と経費削減
- エ) 社会福祉基金の適正な管理運用
- オ) 計算関係書類等の公表

(3) 広報啓発機能の充実

福祉情報を的確に市民に提供できるよう広報機能の充実、社協支部活動やボランティア活動を周知し、福祉への理解と啓発を図り福祉サービス利用を促進します。

- ア) 広報紙「福祉たかはぎ」年4回（1月・4月・7月・10月）発行
- イ) ホームページの運営（<http://www.takahagi-shakyou.jp/>）
- ウ) たかはぎFMによる市民への福祉関連情報提供（月曜日～金曜日）
- エ) フェイスブック等のSNSの活用【新規】

(4) 第4次地域福祉活動計画の進行管理

地域福祉を市全域で一体的に進めていくため、高萩市地域福祉計画と協働で策定した地域福祉活動計画の点検評価を行い進行管理に努めます。

- ア) 第4次地域福祉活動計画策定委員会の開催

2. 地域福祉推進事業

(1) 地域福祉活動推進のための支援と福祉活動の拡充

地域福祉活動を推進するため、社協支部活動を積極的に支援するとともに多様な住民福祉活動の拡充を図ります。

- ア) 社協支部活動費交付金（会費の80%）、事務費の交付
- イ) 社協支部役員研修会の開催
- ウ) 在宅高齢者等支援事業への助成
- エ) 社協支部敬老行事事業への助成
- オ) 歳末地域福祉活動への助成

カ) コミュニティサロン活動への助成

(2) 福祉団体等への支援

地域福祉活動を行う団体及び援助を必要とする世帯等への支援を行い、住みよいまちづくりに努めます。

ア) 85歳者敬老祝品贈呈事業

イ) 地域福祉活動事業補助金の交付

ウ) 児童養護施設退所児童就職・就学助成金の支給

エ) 支援が必要な世帯、児童養護施設入所児童に対する歳末見舞金の贈呈

オ) NPO法人・社会福祉団体歳末事業への助成

カ) 福祉施設もち米配分事業

キ) 災害見舞金の支給

(3) 市民の福祉意識の啓発及び参加促進

多年にわたり本市の社会福祉の発展に功績のあった関係者の方々を顕彰するとともに市民の福祉意識の啓発と参加促進を図ります。

ア) 高萩市社会福祉大会の開催

イ) 茨城県社会福祉大会への参加

(4) 市民の生活安定と福祉の増進

経済的自立を支援し、市民の生活の安定を図ります。

ア) 低所得世帯等に対する小口生活資金の貸付及び援助指導

イ) 生活福祉資金の貸付相談及び状況調査（県社協受託事業）

(5) 共同募金運動の推進

共同募金活動への協力体制の強化に努めます。

ア) 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金運動への協力

3. ボランティア活動推進事業

(1) ボランティア活動推進への支援

ボランティアに対する市民の関心を高め、参加促進を図るための支援をします。

ア) 社協ボランティアセンター運営委員会の開催

イ) ボランティア連絡会への補助及び協力

(ふくしボランティアまつり、福祉のまちづくり研究集会の開催)

ウ) ボランティアグループへの助成

エ) ボランティア活動保険・行事用保険の加入推進

オ) ボランティア入門・養成講座の開催

カ) 障がい者サポーター養成講座の開催（市共催）

キ) 音訳・点訳広報等発行事業（市受託事業）

(2) 福祉ボランティア教育の推進

社会福祉の理解と関心を高め、福祉ボランティア教育の推進に努めます。

- ア)小・中学生福祉体験学習の開催
- イ)児童・生徒のボランティア活動普及事業協力校の指定と支援
- ウ)小・中学校等への講師派遣（ボランティア、社協職員）
- エ)福祉体験用具の貸し出し

(3) 災害ボランティア支援体制づくりと機能強化

様々な災害に備え、防災ボランティアの養成と、災害ボランティア支援体制づくりの推進に努めます。

- ア)防災ボランティア研修会の開催
- イ)市防災訓練に参加し、災害ボランティアセンター設置訓練の実施

(4) ボランティア協力者の拡充

団体や個人などに物品の収集や食品の寄贈等の協力を仰ぎ、社会貢献活動の推進に努めます。

- ア)フードバンクへの協力推進（きずなBOXの設置）【新規】
- イ)収集ボランティア活動への推進（使用済み切手、プルタブ、エコキャップ等）

(5) 善意銀行の運営

市民の善意を適正かつ効果的に活用するため、適正な運営管理に努めます。

- ア)市民、団体等からの金員の預託受付
- イ)寄附者の意思に基づいた払出
- ウ)善意銀行預託者（香典返しの一部）への回転灯籠、線香贈呈
- エ)善意銀行の市民への広報

4. 在宅福祉サービス事業

(1) 在宅福祉サービスの充実

援助を必要としている住民に対し、ボランティア等の協力を得て適正な援助サービスを提供します。

- ア)「食」の自立支援サービス事業（配食サービス事業）（市受託事業）
- イ)在宅福祉サービスセンター運営事業
- ウ)ファミリーサポートセンター事業（市受託事業）
- エ)暮らしに活かす介護講習会の開催

5. 心配ごと相談所運営事業

(1) 心配ごと相談所の運営

市民の生活上の様々な相談を受け、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切

な助言、援助を行います。

ア) 弁護士による法律相談の実施

イ) 相談員による一般相談の実施

6. 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

（1）日常生活自立支援事業の実施

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な方が地域で自立した生活を送ることが出来るように福祉サービス等の利用援助を行うことにより、本人の権利擁護に資することを目的に実施します。

ア) 福祉サービスの利用援助

イ) 日常的金銭管理、書類等の預かりサービスの提供

7. 子どもの学習支援事業（市受託事業）

（1）子どもの学習支援事業の実施

生活困窮世帯の児童・生徒に対し、ボランティア講師による学習支援や進学に関する助言等を行い、学習意欲や学力の向上を図ります。

ア) ボランティア講師による学習指導

イ) 「寺子屋だより」の発行

8. 生活支援体制整備事業（市受託事業）【新規】

（1）生活支援体制整備事業の実施

生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズ、多様な資源の発掘や開発、地域でのネットワークづくり、支える担い手の育成を行い、高齢者等が地域で安心して生活できるように支え合い、活動の体制づくりを推進していきます。

ア) 第2層協議体による地域課題についての協議や情報共有

9. 介護保険事業

（1）訪問介護事業所の運営

利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活が営むことができるよう利用者の選択により、適正なサービスを提供します。

ア) 介護に関する相談

イ) 身体介護、家事援助等のサービスの提供

ウ) 家事応援訪問サービスの提供

（2）居宅介護支援事業所の運営

利用者並びにその介護者等の日常生活支援のため、関係機関、事業所と連携し、

適正なケアプランの作成に努めます。また、予防プランの作成及び、要介護認定調査を受託事業として実施に努めます。

ア)介護に関する相談

イ)居宅介護サービス計画(ケアプラン)の作成と介護サービス事業者との連絡調整

ウ)要介護認定調査の実施（他市町村受託事業）

10. 障害福祉サービス事業

(1) 障害福祉サービス事業所の運営

障がい者が、居宅において日常生活を営むことが出来るようその障がい者の状況及び環境に応じて、身体介護や家事援助等のサービスを提供します。

ア)介護に関する相談

イ)身体介護、家事援助等のサービスの提供

ウ)障害者等移動支援サービスの提供（市受託事業）